

鳥取大学工学部入学試験委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学工学部教授会規則（平成16年鳥取大学工学部規則第1号）第8条第5項の規定に基づき、鳥取大学工学部入学試験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、鳥取大学大学院工学研究科入学試験委員会規程（平成16年鳥取大学工学部規則第8号。以下「研究科入試委員会規程」という。）第2条各号に掲げる者をもって組織する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 学生の募集に関する事項
- 二 入学者選抜試験の実施及び実施方法の改善に関すること。
- 三 入学者の選抜及び選抜方法の改善に関すること。
- 四 その他入学試験に関すること。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、研究科入試委員会規程第5条第2号の者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(入学者選抜試験の実施)

第6条 入学者選抜試験の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て学部長が定める。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、工学部事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後の最初の第2条第2号の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、委員の半数（知能情報工学科，物質工学科，土木工学科及び応用数理工学科）は、平成17年3月31日までとする。
- 3 鳥取大学工学部入学試験委員会規程（昭和44年鳥取大学工学部規則第5号）及び鳥取大学工学部入学試験実施委員会規程（昭和47年鳥取大学工学部規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。